

令和2年(2020年)6月12日

熊本県建設産業団体連合会会長 様

熊本県土木部監理課長

経営事項審査の受審の特例措置等の運用について(通知)

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた建設業者についての経営事項審査の受審に関する特例措置等については、令和2年(2020年)6月10日付け監第166号土木部長通知によりお知らせしたところですが、その運用について下記のとおり定めましたので、貴団体会員へ周知くださるようお願いいたします。

記

1 特例措置に該当する建設業者の定義

「新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた建設業者」とは、新型コロナウイルス感染症に感染した者がいることやまん延防止のためにテレワークや短縮営業を行っていること、株主総会等の開催が困難であり有価証券報告書を確定できないことなど、新型コロナウイルス感染症に関するなんらかの影響を受けた者であることをいう。

2 県への申し出

公共工事を発注者から直接請け負おうとする建設業者であって、上記1に該当し、期限内に経営事項審査を受審できない者は、その旨を記載した申出書(別紙様式)を土木部監理課建設業班あて郵送又は持参すること。

提出先及び問い合わせ先

〒862-8570

熊本市中央区水前寺6-18-1

熊本県監理課建設業班

TEL 096-333-2485

(別紙様式)

経営事項審査の受審の特例に該当する旨の申出書

令和 年 月 日

熊本県知事 様

許可番号

知事・大臣（般・特一）第 号

所在地

商号又は名称

代表者氏名 印

下記のとおり、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受けたため、経営事項審査の受審の特例措置の対象であることを申し出ます。

記

1 影響を受けた具体的内容

[ ]

2 申出日時点において経営事項審査を受審している直近の審査基準日

年 月 日